

# 太田市こども計画

【令和8年度～令和11年度】



令和8年3月

太田市



## はじめに

本市では、すべての子どもたちが健やかに育ち、安心して未来を描くことができる社会の実現を目指し、「太田市子ども計画」を策定いたしました。本計画は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

本市は人口約22万人を擁する、製造業を基盤とした「ものづくりのまち」として発展してまいりました。一方で、全国的な人口減少が続く中、本市も例外ではなく、将来にわたり持続可能な地域社会を築くためには、子どもたちの健やかな成長を支え、子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりが一層重要となっています。特に、共働き世帯が多い本市においては、仕事と子育ての両立を支える取組が求められています。

このような状況の中、本市では令和7年3月に「第三期太田市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭や地域、企業などのご協力のもと、質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域の子ども・子育て支援の充実を進めているところです。さらに、子育て世帯の負担軽減と安心して子育てができる環境づくりを重要課題と位置づけ、0歳から2歳児の保育料等軽減事業を、令和8年度中の開始に向け準備を進めるなど、独自の取組を積極的に展開しております。

本計画では、「こどもまんなか社会」の理念のもと、こどもの視点に立った施策の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、行政が連携し、社会全体でこどもと子育てを支える体制の強化を目指します。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援や、困難を抱えるこども・家庭へのきめ細かな対応にも取り組んでまいります。

計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様との協働が不可欠であり、引き続き「親と子の笑顔輝くまち おおた」の実現に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート等にご協力いただいたこども・若者・子育て世代関係の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和8年3月

太田市長

穂積 昌信





# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
(1) 本市の他計画との関係性.....	2
(2) 法的根拠.....	3
(3) こども大綱について.....	4
3. 計画の期間.....	5
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 計画の基本理念.....	7
2. 計画の基本方針.....	8
3. 計画の体系.....	9
4. 施策と事業体系（事業一覧）.....	10
第3章 計画の施策.....	13
基本方針Ⅰ ライフステージ共通の支援.....	13
(1) こどもや若者の意見聴取.....	13
(2) 学びの機会の充実.....	13
(3) 多様な背景をもつこどもへの支援.....	14
(4) 切れ目のない医療支援.....	15
基本方針Ⅱ こどもの誕生前から幼児期の支援.....	16
(1) 新生児出生家庭の見守り.....	16
(2) 保育の充実と保育人材の確保.....	16
基本方針Ⅲ 学童期から思春期の支援.....	17
(1) 質の高い教育と教育環境の提供.....	17
(2) 居場所づくりと学習支援の充実.....	18
基本方針Ⅳ 青年期から子育て当事者への支援.....	19
(1) 進学や就職における経済的支援.....	19
(2) 結婚等を希望する若者への支援・機運醸成.....	20
(3) 子育て世帯への支援の充実.....	20
第4章 計画の推進体制.....	23
1. 計画の推進体制.....	23
2. 庁内の推進体制.....	23
3. 子ども・子育て会議.....	24
4. 市民や企業等との連携、参加・参画の推進.....	24
資料編.....	25
1. 太田市子ども・子育て会議条例.....	25
2. 太田市子ども・子育て会議委員名簿.....	27
3. 太田市こども計画策定の経緯.....	28

4. アンケート結果抜粋 .....	29
I 調査概要 .....	29
II 調査結果 .....	30

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

近年、晩婚化や未婚化、少子化の進行、価値観や生活様式の変化などにより、こどもや若者を取り巻く環境は、これまで以上に複雑で、多様な課題を抱えるようになっていきます。社会の急速な変化や家庭・地域のつながりの希薄化により、身近な支援や助言を得にくく、こどもや若者が孤立感や不安を抱える場面も増えていきます。学業や進路、対人関係など、成長の各段階で多様な課題に直面するこども・若者に対し、心身の健康を支え、自らの力を発揮できる環境を整えることが重要です。また、出産や育児に伴う保護者の負担や不安が、こどもの健やかな成長にも影響を及ぼすことから、家庭を含めた社会全体でこどもと若者を支える仕組みづくりが求められています。

こうした中、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行し、こどもを権利の主体として位置づけ、社会全体でその幸福を実現することを基本理念として掲げました。同年12月には、こども政策の総合的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた国の方向性が示されています。

群馬県においても、これらの国の動きを踏まえ、令和7年3月に「ぐんまこどもビジョン2025」を策定し、その基本理念に「こどもたち一人一人が大切にされ、全ての人がこどもの育ちを支える社会の実現」を掲げています。

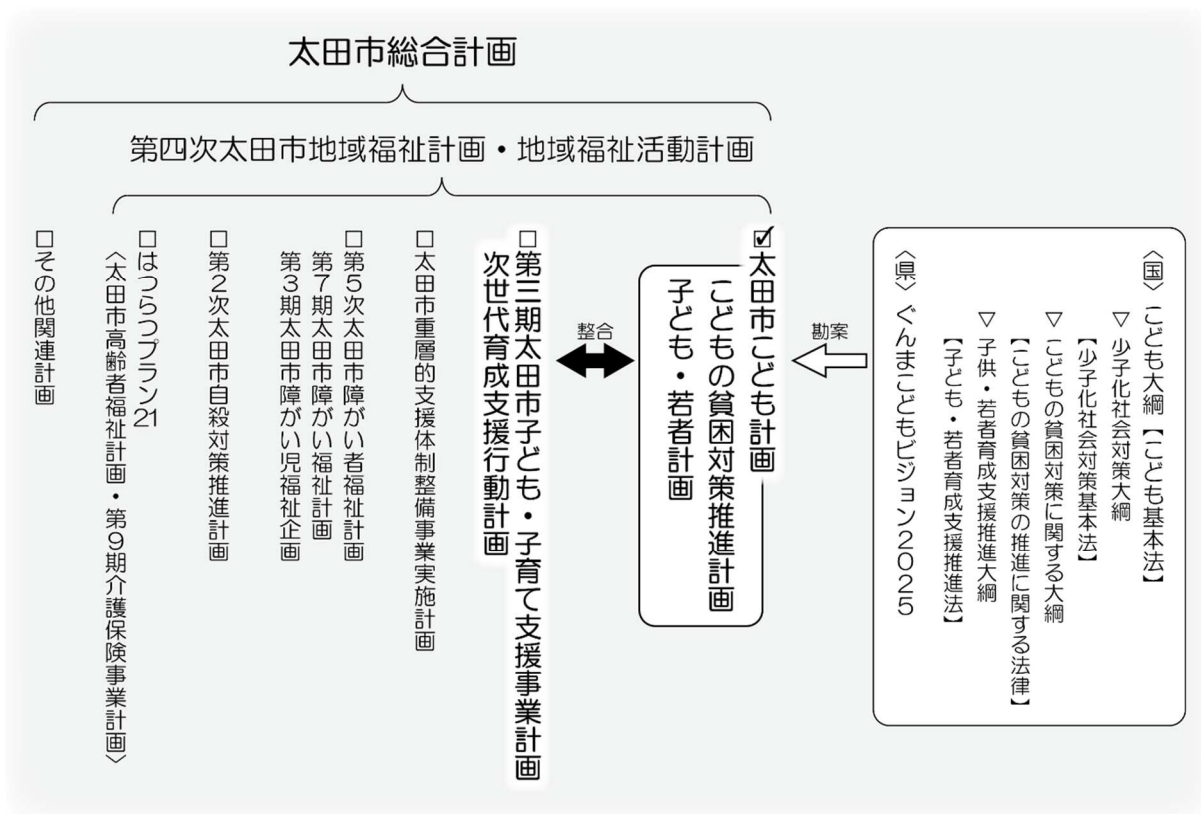
本市では、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」に基づく取組を踏まえつつ、こどもの権利を尊重し、こどもを社会の中心に据えた視点から、より幅広い分野の課題や支援の方向性を整理する「太田市こども計画」を策定しました。本計画は、すべてのこどもが安心して成長し、将来に希望を持って生きられる社会の実現を目指すものです。家庭・地域・行政が一体となって、こどもを社会の真ん中で支え、見守る環境づくりを進めていきます。なお、本計画に掲載している事業の多くは、「太田市次世代育成支援行動計画」に掲載しているものとなります。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 本市の他計画との関係性

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に規定される「市町村こども計画」として位置づけるとともに、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定される「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定される「市町村子ども・若者計画」を包含します。

なお、本市のまちづくりの最上位計画である「太田市総合計画」の基本方針に沿いつつ、次に掲げる関連計画とも整合を図っています。



■ 計画の位置づけ図

## (2) 法的根拠

こどもに関する施策は、「こども基本法」をはじめ、貧困対策や若者支援など、複数の法律に基づいて展開されており、それぞれが異なる視点や対象を有しています。

本計画は、これらの法令の目的や基本的な考え方を踏まえつつ、本市におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

### ■本計画の法的根拠

計画名	法的根拠	主な内容
こども計画	こども基本法 公布：令和4年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの人権の尊重</li> <li>適切な養育と教育の保障</li> <li>こどもの社会参加</li> <li>こどもの利益優先</li> <li>家庭を基本とした養育支援</li> <li>子育てしやすい社会の実現</li> </ul>
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (令和6年9月25日の法改正に伴い、名称変更) 公布：平成25年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の支援</li> <li>生活の支援</li> <li>就労の支援</li> <li>経済的支援</li> </ul>
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 公布：平成21年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>全てのこども・若者の健やかな育成</li> <li>困難を有する子供・若者やその家族の支援</li> <li>創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援</li> <li>こども・若者の成長のための社会環境の整備</li> <li>こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援</li> </ul>

これらの法律はいずれも、こども・若者一人ひとりの成長を社会全体で支えることを目的としており、教育、生活、就労、子育て支援など、幅広い分野に関係しています。

本市では、こうした法令や国の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じた施策の展開を図るため、本計画を通じて関係施策を整理し、相互に連携を図りながら、こども・若者への支援を一体的に推進していきます。

### (3) こども大綱について

こども大綱は、「こども基本法」に基づき令和5年12月に閣議決定され、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困対策の推進に関する大綱」を一元化し、こども政策を総合的かつ一体的に推進するために定められました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を基本理念として掲げています。

「こどもまんなか社会」とは、こどもや若者を単に保護や支援の対象として捉えるのではなく、一人ひとりを権利の主体として尊重し、その声を聴きながら、社会全体で成長を支えていく社会の在り方を指しています。「こどもまんなか社会」の実現のためには、家庭、地域、学校、企業、行政など、こどもや若者を取り巻く多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら連携し、安心して育ち、学び、社会に参画できる環境を整えていくことが重要とされています。

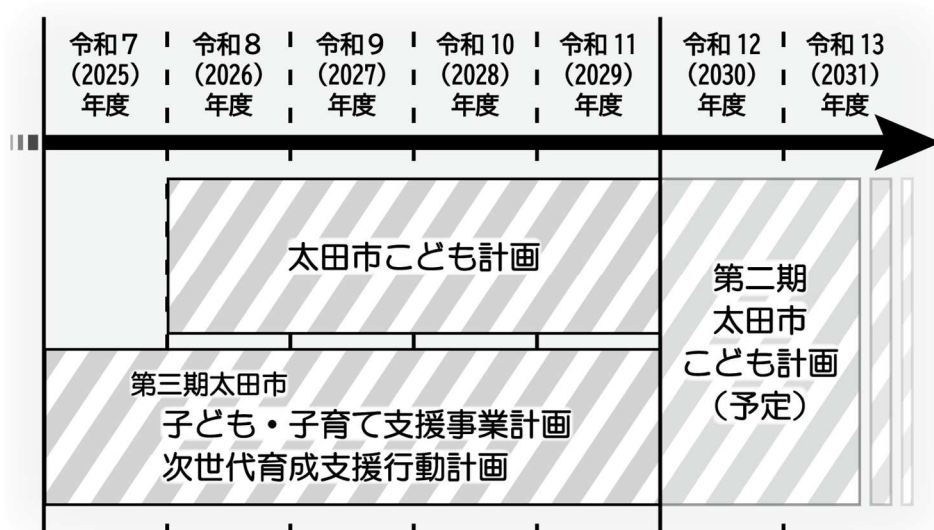
また、こども大綱では、こども・若者を乳幼児期（出生前を含む）から青年期、さらには子育て期に至るまでの連続した存在として捉え、特定の時期や課題に限らない、切れ目のない支援の必要性が示されています。

こどもや若者が置かれている状況や直面する課題は、成長段階や家庭環境、社会環境によって大きく異なります。こうした多様性を踏まえ、それぞれのライフステージや背景に応じた、きめ細かな支援の実施が不可欠です。

本計画は、こども大綱の趣旨を踏まえ、本市におけるこども・若者施策の方向性を明確にするとともに、将来にわたって計画的かつ持続的に推進していくための計画として位置づけるものです。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、内包する「貧困対策推進計画」及び「子ども・若者計画」も同様とします。



■ 計画の期間図



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

# 親と子の笑顔輝くまち

## おおた

本計画では、「第三期 太田市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画」（令和7年3月策定）と同一の基本理念である「親と子の笑顔輝くまち おおた」を掲げ、これまでの取組や考え方を継承しつつ、こども基本法の理念や国の基本方針を踏まえた施策を推進します。

すべてのこどもは権利の主体であり、その最善の利益が尊重される存在です。本市では、こども一人ひとりの声や思いを大切にし、成長段階や置かれている状況に応じた切れ目のない支援を行うとともに、家庭環境や経済的状况などにより困難な状況にあるこどもや家庭に対しても、適切な支援が届く体制づくりを重視します。

また、家庭、地域、学校、企業、行政などが相互に連携し、社会全体でこどもと子育て家庭を支えることで、親と子がともに安心して暮らし、こどもが健やかに成長できる環境を整備するとともに、その可能性を伸ばしていけるまちづくりを進めていきます。

こうした考え方のもと、「親と子の笑顔輝くまち おおた」の実現に向け、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」に掲載した事業を中心として、施策を総合的かつ計画的に展開していきます。

## 2. 計画の基本方針

本計画では、こどもの成長過程や生活環境の変化を踏まえ、将来にわたるウェルビーイングの向上を見据えながら、ライフステージごとに施策を整理します。誕生前から青年期、子育て期に至るまでの連続性を意識し、施策を体系的に推進します。

### 基本方針Ⅰ ライフステージ共通の支援

こどもが生まれる前から青年期に至るまで、すべてのライフステージに共通する課題に対応するため、こどもや若者の意見を施策に反映する取組や、学び・医療など生活を支える支援を基盤として進めます。あわせて、家庭環境や経済状況などにより困難を抱えるこどもや家庭に対しても、必要な支援が確実に届くよう、関係機関と連携した取組を進めます。

### 基本方針Ⅱ こどもの誕生前から幼児期の支援

こどもの誕生前から幼児期は、子育て当事者にとって不安や負担を感じやすく、身近な支援や適切な情報が特に求められる時期となります。

新生児を迎えた家庭への見守りや相談対応を通じて、子育てのスタートを支えるとともに、保育サービスの充実や人材の確保に取り組むことで、子育ての初期段階から安心して日常を送ることができる環境づくりを進めます。

### 基本方針Ⅲ 学童期から思春期の支援

学童期から思春期にかけては、心身の成長に加え、学びや友人関係、社会との関わりが形成されていきます。こどもが安心して学校生活を送り、地域の中で多様な経験を積むことができるよう、教育環境の充実と安心・安全な居場所づくりを進めます。

また、不登校、外国人児童生徒への支援、家庭環境に起因する課題など、こどもを取り巻く状況が多様化・複雑化していることを踏まえ、関係機関が連携し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援に取り組めます。

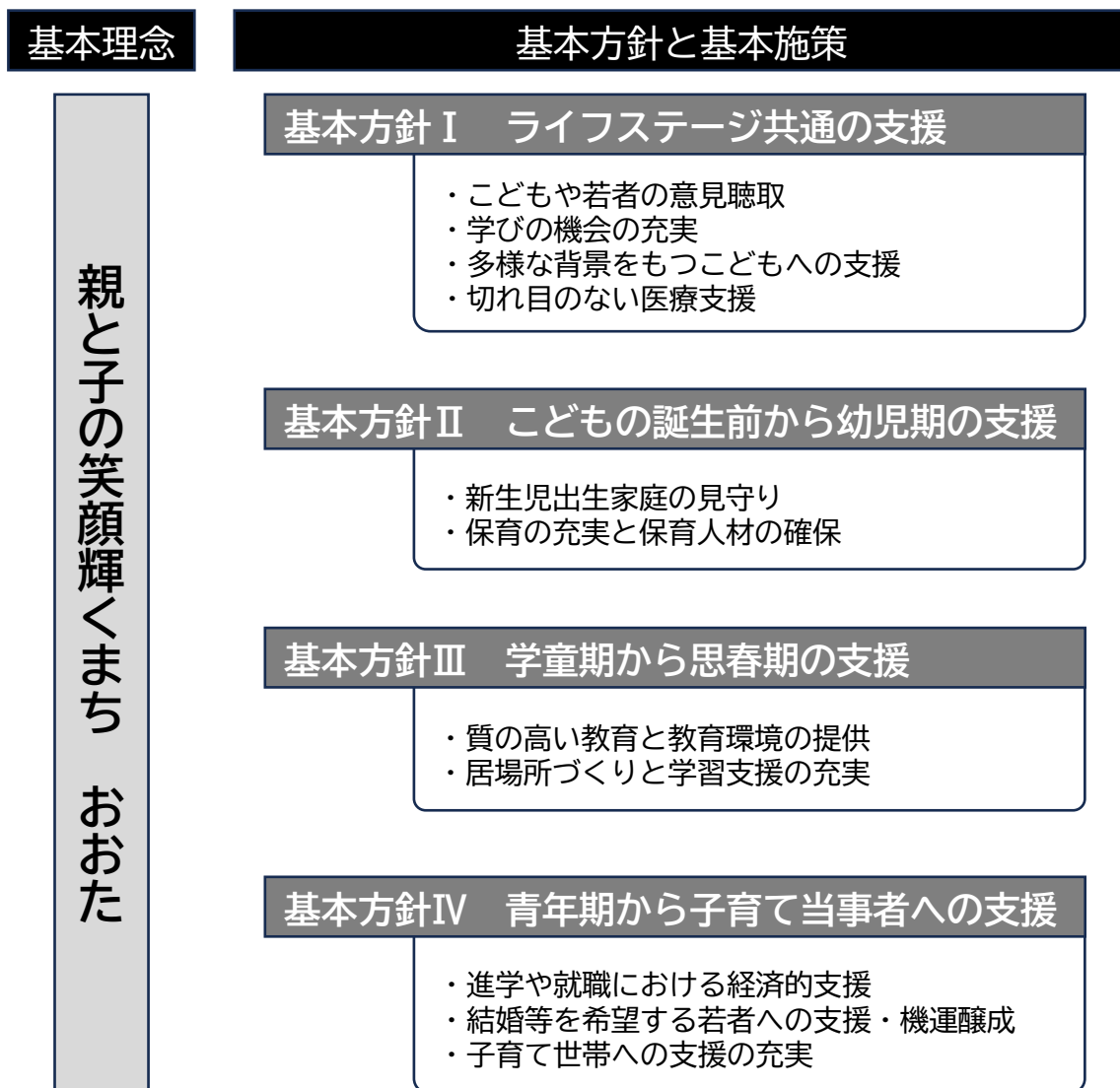
### 基本方針Ⅳ 青年期から子育て当事者への支援

青年期は、進学や就職など人生の節目を迎え、将来の生き方を選択していく段階であるとともに、子育て当事者への移行期でもあります。

若者が自らの希望を描きながら社会と関われるよう、学びや就労に関する支援を行うとともに、子育て当事者に対しては、経済的・生活面の負担を支える取組を通じて、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

### 3. 計画の体系

本計画の基本理念・基本方針・基本施策の体系は、次のとおりです。  
各施策内で多様な事業を展開し、こどもや家庭を取り巻く状況に応じた切れ目のない支援につなげていきます。



## 4. 施策と事業体系（事業一覧）

基本方針Ⅰ ライフステージ共通の支援	
施策名	事業名
(1) こどもや若者の意見聴取	ほづみーと～meet(会う)～ ・オンライン
	こどもオンライン意見箱
(2) 学びの機会の充実	おおた芸術学校
	おおたスポーツ学校
	おおたプログラミング学校
(3) 多様な背景をもつこどもへの支援	障がい者相談支援センター
	伴走支援センター（ひきこもり等相談室）
(4) 切れ目のない医療支援	福祉医療制度（こども）
	医療的ケア児等在宅レスパイト事業

基本方針Ⅱ こどもの誕生前から幼児期の支援	
施策名	事業名
(1) 新生児出生家庭の見守り	赤ちゃん訪問
(2) 保育の充実と保育人材の確保	パパママリフレッシュ事業
	パパママリフレッシュ事業施設整備
	保育士修学資金貸付事業・保育士奨学金返済支援事業

基本方針Ⅲ 学童期から思春期の支援	
施策名	事業名
(1) 質の高い教育と教育環境の提供	学校給食完全自校方式
	スクールバス
	学校部活動指導の充実
	特別指導教室
	外国人児童生徒教育
(2) 居場所づくりと学習支援の充実	児童館・こども館
	放課後児童クラブ
	太田市こどもプラッツ
	こども食堂
	不登校対策
子どもの学習支援事業	

基本方針Ⅳ 青年期から子育て当事者への支援	
施策名	事業名
(1) 進学や就職における経済的支援	低所得の子育て世帯進学等準備給付金
	ひとり親家庭や低所得子育て世帯大学受験料助成金
	太田市みらい給付型奨学金
	移住支援金
(2) 結婚等を希望する若者への支援・機運醸成	結婚支援
	子育て写真展
(3) 子育て世帯への支援の充実	給食費無料化・助成事業
	おむつ給付サービス
	保育料等軽減事業
	就学援助制度
	家事代行支援事業
	養育費確保支援事業
	お仕事相談パークおおた
	地域女性活躍推進事業
	児童扶養手当
福祉医療制度（母子・父子家庭）	



## 第3章 計画の施策

### 基本方針Ⅰ ライフステージ共通の支援

#### (1) こどもや若者の意見聴取

こどもや若者が自らの意見を表明し、その声がまちづくりや施策に活かされていくことは、こども施策を進めるうえで重要な要素のひとつです。本市では、こどもや若者、子育て当事者の意見を募る取組を行い、施策の検討や見直しに反映していきます。

また、地域の課題や将来像について、こども自身が考え、意見を述べることができる機会を設けることで、意見表明の場の確保と充実を図ります。

事業名	ほづみーと～meet(会う)～ ・オンライン
事業内容	市長と市民のオンラインによる対話の機会を設け、こどもや若者、子育て当事者等からの意見を聴き、市政を進める上での大きなヒントにしています。

事業名	こどもオンライン意見箱
事業内容	オンラインフォームにてこどもから太田市をよりよくするためのアイデアなどを募集し、こども施策の企画・実施等の参考とするとともに、こどもの意見表明の場を提供します。

#### (2) 学びの機会の充実

地域の未来を担う人材を育てていくためには、こどもがさまざまな学びに触れながら、自分の関心や得意分野を伸ばしていける環境が不可欠です。こうした考えのもと、本市では、幅広い分野の学習機会を通じて、こどもの創造力や考える力を育むとともに、社会の変化や課題に向き合う力を身に付けられるよう取組を進めます。

事業名	おおた芸術学校
事業内容	高いレベルの芸術教育を受けられる環境を提供し、太田市の次代を担う人材の育成に努めていきます。

事業名	おおたスポーツ学校
事業内容	様々なスポーツに親しむことのできる機会を提供し、競技の技術向上はもとより自分たちで自主的に考え、行動できるこどもの育成に努めています。

事業名	おおたプログラミング学校
事業内容	「プログラミング的思考」を養う場を提供し、あらゆる課題に対して適応できるような人材の育成を図っていきます。

### (3) 多様な背景をもつこどもへの支援

こども一人ひとりが抱える事情や背景にかかわらず、安定した生活を送りながら学びを継続できるように支援することは、将来に向けた成長を支えるうえで重要です。

専門スタッフによる相談対応や生活面への支援を通じて、多様な背景をもつこどもが、それぞれの力を伸ばしていけるよう各取組を進めます。

事業名	障がい者相談支援センター
事業内容	専門のスタッフが地域で安心して生活できるよう相談を受け付け、就労など様々な支援をしています。

事業名	伴走支援センター（ひきこもり等相談室）
事業内容	ひきこもり等の相談を受け付け、一人ひとりの状況に寄り添い、今後について一緒に考えていきます。

#### (4) 切れ目のない医療支援

こどもが必要な医療を継続的に受けながら、安心して成長していけるよう、家庭に寄り添った支援体制の充実が求められています。医療費の負担軽減による受診機会の確保に加え、在宅で医療的ケアを受けるこどもとその家庭への支援を行い、切れ目のない医療支援の充実を図ります。

事業名	福祉医療制度（こども）
事業内容	18歳までのこどもの医療費等の自己負担額を市が負担することにより、医療機関への受診控えを防ぎ、こどもの健康の増進を図っていきます。

事業名	医療的ケア児等在宅レスパイト事業
事業内容	訪問看護サービスの利用を支援し、在宅で医療的ケアを受けているこどもを介護する子育て当事者が休養できるよう努めていきます。

## 基本方針Ⅱ こどもの誕生前から幼児期の支援

### (1) 新生児出生家庭の見守り

新生児を迎えた家庭が、子育てに関する不安や悩みを抱え込むことなく、安心して子育てを始められるよう、子育てに関する情報提供や相談支援を行い、あわせて、家庭の状況に応じて必要な支援につなげていきます。こどもの健やかな成長と、子育て当事者が安心して生活できる環境の確保に努めます。

事業名	赤ちゃん訪問
事業内容	子育てに関する様々な情報やサービスを案内するとともに、子育てに関する不安や悩みの相談対応を行い、こどもの健やかな成長と子育て当事者が安心して子育てできるよう努めていきます。

### (2) 保育の充実と保育人材の確保

こどもと子育て当事者が安心して保育サービスを利用できるよう、家庭への支援と保育人材の確保の両面から取組を進めます。リフレッシュの機会を提供する取組や一時預かり施設の整備に加え、保育士の養成や就労を支援することで、保育の充実を図ります。

事業名	パパママリフレッシュ事業
事業内容	こどもと子育て当事者双方のリフレッシュの場を提供し、健全な養育環境の整備に寄与していきます。

事業名	パパママリフレッシュ事業施設整備
事業内容	太田市総合計画・実施計画に即して、一時預かり施設の必要な改修や整備を行っていきます。

事業名	保育士修学資金貸付事業・保育士奨学金返済支援事業
事業内容	保育士養成施設に通っている生徒に学費の貸付を行うとともに、市内保育所等に勤務している人に奨学金の返済補助を行うことで、市内保育所等の保育士の人材確保を図っていきます。

## 基本方針Ⅲ 学童期から思春期の支援

### (1) 質の高い教育と教育環境の提供

こども一人ひとりの背景や特性に応じて、安心して学び続けることができる教育環境を整えるため、学習環境や学校生活を支える取組を進めます。給食や施設設備、通学環境の整備に加え、多様な学びを支える体制づくりを通じて、教育環境の充実を図ります。

事業名	学校給食完全自校方式
事業内容	学校に付属した調理室で給食を作ることにより、こどもたちに出来立ての温かい給食を提供していきます。

事業名	スクールバス
事業内容	多くのスクールバスを運行し、児童の登下校時の安全を確保していきます。

事業名	学校部活動指導の充実
事業内容	部活動指導員や部活動指導協力者などの外部指導者を配置し、学校部活動の指導の充実を図っていきます。

事業名	特別指導教室
事業内容	介助員などの配置により、特別な支援を必要とするこどもの特性に応じたきめ細やかな指導・支援等の充実を図っていきます。

事業名	外国人児童生徒教育
事業内容	初期指導教室の開設やバイリンガル教員及び日本語指導員の配置などにより、外国人のこどもの学習機会の充実を図っていきます。

## (2) 居場所づくりと学習支援の充実

こどもが放課後や休日を安心して過ごし、地域の中で人と関わりながら成長していくため、身近な居場所の確保と学習支援の充実を進めます。

事業名	児童館・こども館
事業内容	市内各地区に設置し、こどもの健全な遊び場や子育て当事者の情報交換の場を提供していきます。

事業名	放課後児童クラブ
事業内容	小学校終業後のこどもの居場所として、こどもが安心して過ごせる遊びや生活の場を提供するとともに、子育て当事者をサポートしていきます。

事業名	太田市こどもプラッツ
事業内容	放課後児童クラブが満室で入室できなかった等のこどもの居場所づくりとして、小学校の空き教室などを利用し地域の人による見守りの場を提供していきます。

事業名	こども食堂
事業内容	補助金交付によりこども食堂運営団体を支援し、孤食を減らしこどもの心身の発達を支援していきます。

事業名	不登校対策
事業内容	教育研究所による悩み事相談対応などによりこども不登校にならないよう努めるとともに、ふれあい教室やおおたん通信教室の設置などにより、学校に行きたくても行けないこどもの学習支援を行っていきます。

事業名	子どもの学習支援事業
事業内容	生活困窮世帯の児童生徒の学力向上を図り、貧困の連鎖の防止を図っていきます。

## 基本方針Ⅳ 青年期から子育て当事者への支援

### (1) 進学や就職における経済的支援

若者が進学や就職の機会を確保し、将来に向けて自立できるよう支援することは、貧困の連鎖を防ぎ、地域の未来を支える人材を育成するうえで重要です。進学や就職に向けた支援を充実させるとともに、若者世代が地域に魅力を感じ、将来を築いていける環境づくりを推進します。

事業名	低所得の子育て世帯進学等準備給付金
事業内容	義務教育を修了する低所得世帯のこどもの進学や就職費用の助成を行い、高等教育や就職機会の平等確保を目指します。

事業名	ひとり親家庭や低所得子育て世帯大学受験料助成金
事業内容	経済的な理由によりこどもが進学をあきらめることがないよう低所得世帯に対し受験料の助成を行い、進学段階での貧困の連鎖の防止を図っていきます。

事業名	太田市みらい給付型奨学金
事業内容	大学等の修学意欲と進学能力があるこどもに対し返済不要の奨学金の給付を行い、太田市の未来を担う人材の育成に努めていきます。

事業名	移住支援金
事業内容	東京圏から太田市への移住に伴う一時的な経済負担の軽減を図ることで、若者世代にとって魅力あるまちづくりを目指していきます。

## (2) 結婚等を希望する若者への支援・機運醸成

若者が結婚や子育てを将来の選択肢として前向きに考えられるよう、社会全体で支える環境づくりが重要となっています。若者一人ひとりの希望の実現を支援するとともに、子育ての喜びや魅力を伝える取組を通じて、結婚や子育てに対する前向きな意識の醸成を図ります。

事業名	結婚支援
事業内容	結婚を希望する若者がその希望を実現できるよう、出会いの場の創出を目指します。

事業名	子育て写真展
事業内容	大型ショッピングセンター等で子と親の日常を写した写真展を開催し、子育てをする喜びを発信していきます。

## (3) 子育て世帯への支援の充実

家庭の経済状況に左右されることなく、こどもの成長環境を等しく整えるためには、子育てに伴う負担への支援は欠かせません。子育て世帯を継続的に支える仕組みを整え、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

事業名	給食費無料化・助成事業
事業内容	小中学校や保育園等に通うこどもの給食費を無料化・助成することで、子育て当事者の負担軽減を図っていきます。

事業名	おむつ給付サービス
事業内容	市内保育園等に通うこどもの紙おむつの支給から廃棄までを市が委託・助成することにより、子育て当事者の負担軽減を図っていきます。

事業名	保育料等軽減事業
事業内容	0～2歳児の保育料の半額や0～2歳障がい児の利用負担額を無償にし、子育て当事者の経済的負担の軽減を図っていきます。

事業名	就学援助制度
事業内容	経済的理由により就学困難な世帯に対し学用品費などの援助を行い、教育機会の確保を図っていきます。

事業名	家事代行支援事業
事業内容	子育て当事者の育児負担の軽減や、孤立化・産後うつ未然防止を図るため、安心して子育てができる支援体制を提供していきます。

事業名	養育費確保支援事業
事業内容	公正証書等作成費用補助や養育費保証契約の保証料補助などを行い、養育費や親子交流の履行確保によりこどもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

事業名	お仕事相談パークおおた
事業内容	マザーズコーナーで育児や家事と両立して働きたいママを支援するとともに、わかもの相談コーナーにて社員への就職を目指す若者を対象にした就職支援を行っていきます。

事業名	地域女性活躍推進事業
事業内容	おおたなでしこ未来塾などを実施し、起業を含めた様々な働き方を支援することで、子育て当事者や若者の就労を促進していきます。

事業名	児童扶養手当
事業内容	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する父母等に手当を支給し、育成される家庭の生活の安定と自立を図っていきます。

事業名	福祉医療制度（母子・父子家庭）
事業内容	18歳までの子どもを養育しているひとり親家庭の親の医療費等の自己負担額を市が負担することにより、医療機関への受診控えを防ぎ、健康の増進を図っていきます。



## 第4章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

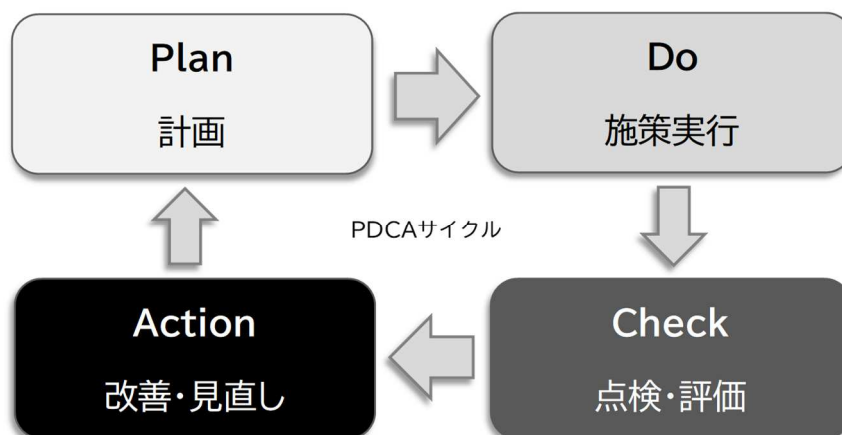
本計画の推進にあたっては、市の関係各課や関係機関等の連携により、横断的な施策に取り組むとともに、こどもと若者自身の意見をはじめ、太田市子ども・子育て会議や子ども・子育てに係る関係者等の意見を反映させながら推進していきます。

また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、各事業へ適切に反映するとともに、新たな課題への積極的な取組や市民への周知に努めます。

### 2. 庁内の推進体制

本計画が有効に機能するためには、PDCAサイクルの形成と運用が不可欠です。そのため本計画の推進にあたっては全庁的な体制のもと、適宜必要な部分の見直し、改善を行いながらその後の対策を実施していけるよう、庁内における推進体制の充実を図っていきます。

また、こどもや若者、子育て当事者等の多様化したニーズにきめ細かく対応するため、市民や地域団体等と連携しながら計画の推進に努めていきます。



### 3. 子ども・子育て会議

本計画の策定や、本計画に基づく施策を推進し、事業の実施状況について点検・評価するための「太田市子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は児童福祉分野の有識者、保育・児童教育関係者や市民代表など様々な分野から構成され、各年度において会議を開催し、計画の点検・評価や結果の検討などを行っています。

### 4. 市民や企業等との連携、参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民の理解を深めるとともに、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

# 資料編

## 1. 太田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関として、太田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令5条例38・一部改正）

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（令5条例38・一部改正）

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務の遂行のために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部こども課において処理する。

資料編

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年太田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年8月1日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

○太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成17年3月28日

条例第62号

(報酬)

第2条 前条の報酬は、別表第1のとおりとする。

(平20条例56・平21条例50・一部改正)

職員の区分		年・月・日額 の別	報酬の額
子ども・子育て会議	会長	日額	10,000円
	委員	〃	9,000円

## 2. 太田市子ども・子育て会議委員名簿

条例上の区分	氏名	所属団体等
法第6条第2項に規定する保護者	柳澤 泰美	太田市保育協議会
	小山 雅史	太田市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	福島 馨	太田市保育園連絡協議会
	若林 泰明	太田市私立幼稚園・認定こども園協会
	小池 哲也	放課後児童クラブ代表(児童施設課長)
	中村 一夫	太田市子ども会育成団体連絡協議会
	笹川 純美代	NPO法人すずらん
	本間 正彦	児童家庭支援センター
	森尻 剛史	太田市行政管理公社
	落合 みどり	太田市児童館運営委員会
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	懸川 武史	東群馬看護専門学校
その他市長が必要と認める者	齋藤 寛之	太田市民生児童委員協議会 主任児童委員連絡会議
	清宮 豪	太田青年会議所
	原田 雅庸	連合群馬 太田地域協議会

### 3. 太田市こども計画策定の経緯

開催日時・場所	議題
令和7年10月29日(水) 太田市役所 3階 大会議室	太田市こども計画の策定予定について
令和8年2月13日(金) 太田市役所 4階 常任委員会室	太田市こども計画の原案について

## 4. アンケート結果抜粋

### I 調査概要

#### ①調査の目的

「太田市こども計画」を策定するにあたり、太田市内の中学・高校に通う学生、また、太田市に居住する19歳から29歳までの若者及び、子育て中の保護者の方へ対し、今後の「こども施策」・「子育て施策」に活用するため、アンケート調査を実施いたしました。

#### ②調査の設計

項目	内容	
調査期間	令和7年11月1日(土)～11月30日(日)	
調査対象	中学・高校生調査	学校配布
	19～29歳調査	無作為抽出した19～29歳の市民3,000人に対し郵送
	保護者調査	太田市公式LINE登録者のうち、「子育て」のカテゴリーを選択している12,584人に電子申請フォームのURLをLINEで配信
調査方法	学校で配布し、二次元コードにてweb回答	

#### ③回収結果

調査項目	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
中学・高校生調査	3,483	2,291	2,291	65.8%
19～29歳調査	3,000	690	690	23.0%
保護者調査	12,584	1,219	1,219	9.7%

#### ④報告書の見方

##### ・単数回答設問について

単数回答設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数を基数とした百分率（%）で示しています。

##### ・n=〇について

「n=〇」を各設問の結果（各グラフ）に配置しています。「n」は各設問の非該当者を除いた回答者数を指します。基本的には各調査の有効回収数が基となりますが、特定の回答をした方のみ回答する設問があり、その場合は特定の回答を選択した方の数が「n」の基数となります。

##### ・四捨五入による合計値の誤差について

各数値は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、比率の合計が100%とならない場合があります。

##### ・複数回答設問について

複数回答設問における各選択肢の回答割合は、当該設問に回答した者を基数として算出しています。そのため、各選択肢の割合を合計すると100%を超える場合があります。

##### ・図表・本文の省略について

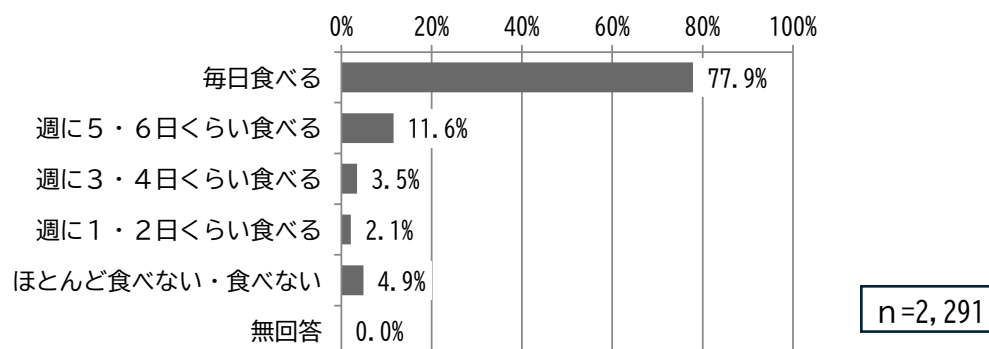
図表や本文においては、選択肢の一部、または数値の一部を省略している場合があります。

## II 調査結果

### (1) 中学・高校生調査

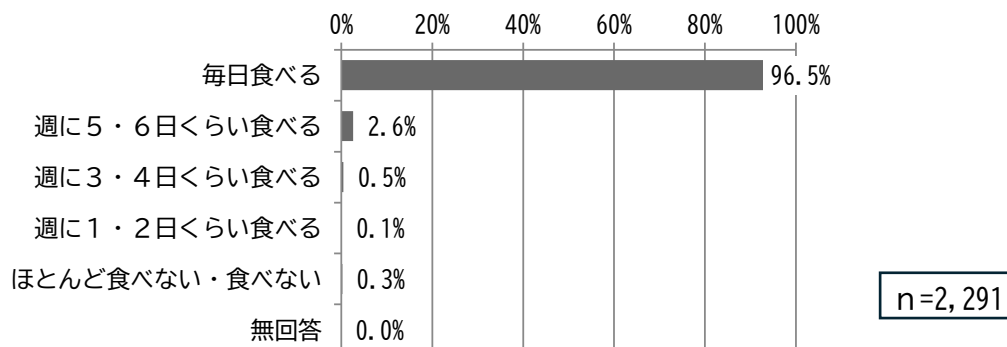
#### 問 1週間のうち、朝ごはんを食べるのは何日くらいですか。

1週間のうち、朝ごはんを食べる頻度は、「毎日食べる」が77.9%と最も多く、次いで「週に5・6日くらい食べる」が11.6%、「ほとんど食べない・食べない」が4.9%となっています。



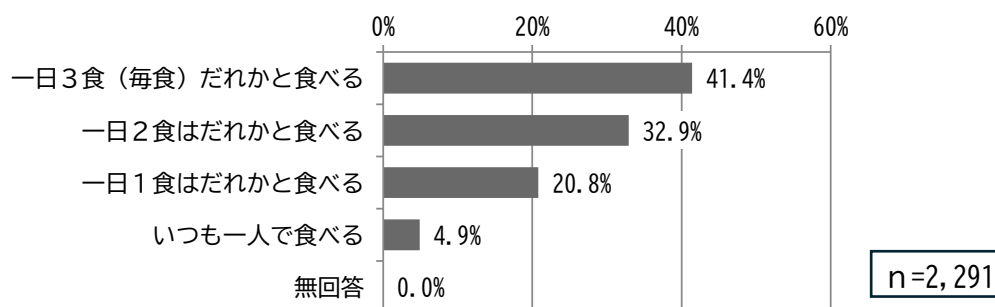
#### 問 1週間のうち、夕ごはんを食べるのは何日くらいですか。

1週間のうち、夕ごはんを食べる頻度は、「毎日食べる」が96.5%と最も多くなっています。



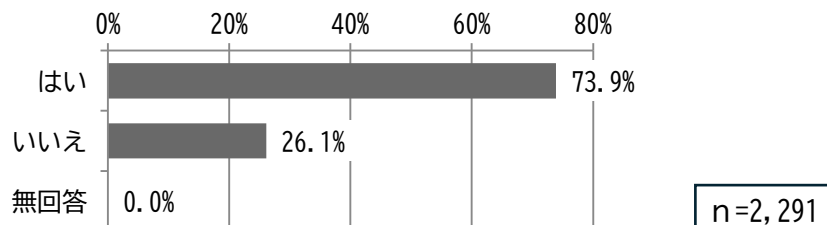
#### 問 家で食事のときはだれかと一緒に食べますか。

家でだれかと一緒に食事をする頻度は、「一日3食（毎食）だれかと食べる」が41.4%と最も多く、次いで「一日2食はだれかと食べる」が32.9%、「一日1食はだれかと食べる」が20.8%となっています。



**問 あなたは、ふだん生活する家や学校以外に、「ここにいたい」と思える居場所がありますか。**

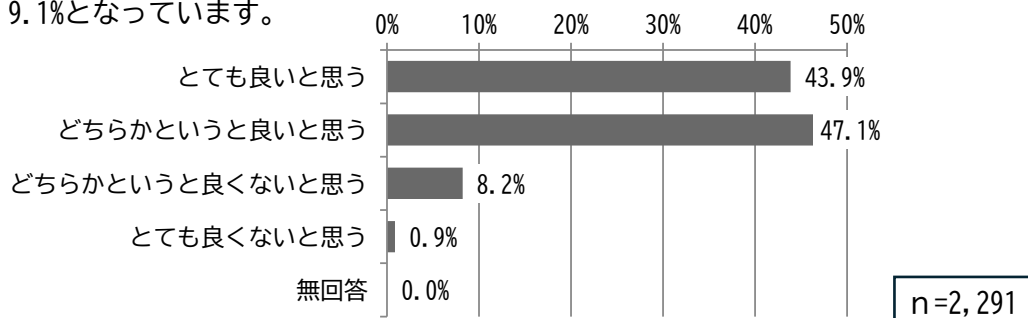
ふだん生活する家や学校以外に、「ここにいたい」と思える居場所があるかについては、「はい」が73.9%、「いいえ」が26.1%となっています。



**問 あなたのふだんのくらしはどうか。**

ふだんのくらしについては、「とても良いと思う」「どちらかというが良いと思う」を合わせた『良いと思う』が91.0%となっています。

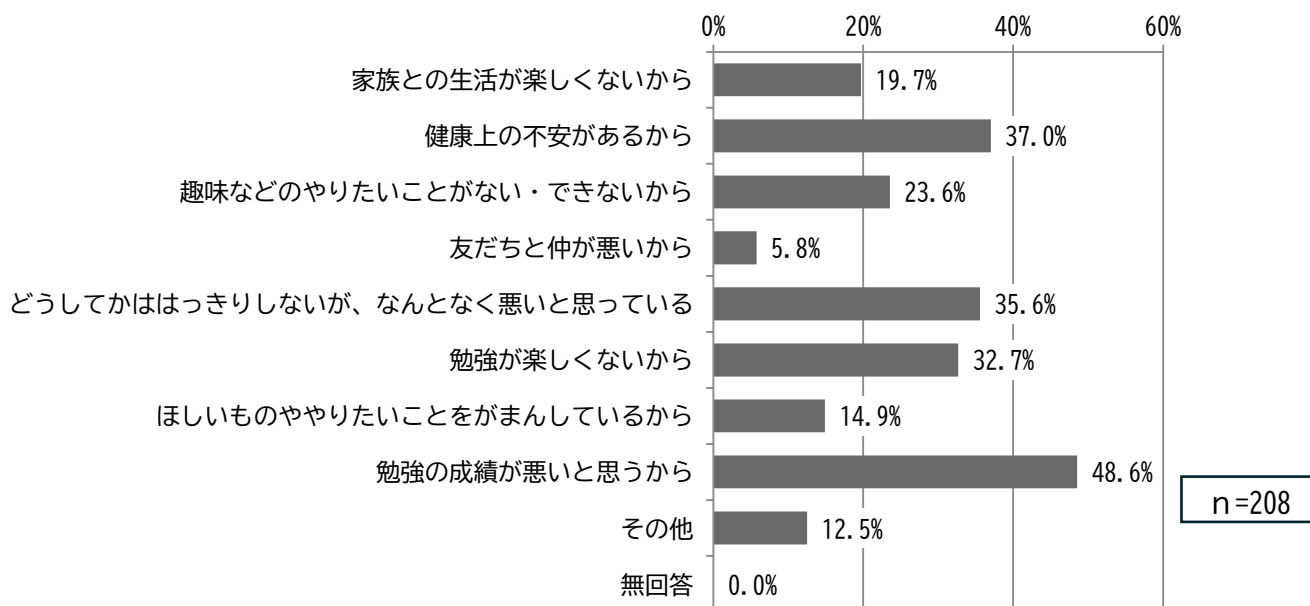
一方、「どちらかというと良くないと思う」「とても良くないと思う」を合わせた『良くないと思う』は、9.1%となっています。



*前問で「どちらかというと良くないと思う」「とても良くないと思う」と回答した方にお聞きします。*

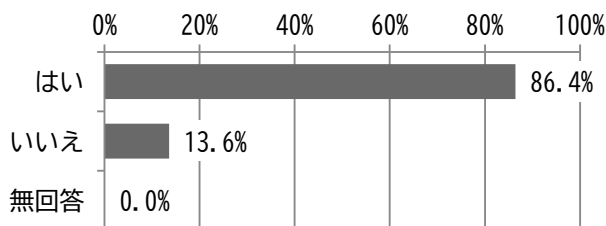
**問 あなたが「いまのくらしが良くない」と思うのは、どうしてですか。(複数選択)**

「いまのくらしが良くない」と思う理由は、「勉強の成績が悪いと思うから」が48.6%と最も多く、次いで「健康上の不安があるから」が37.0%、「どうしてかははっきりしないが、なんとなく悪いと思っている」が35.6%、「勉強が楽しくないから」が32.7%となっています。



**問 学校や家庭、友人関係などで、悩みを相談できる人はいますか。**

学校や家庭、友人関係などで、悩みを相談できる人の有無は、「はい」が 86.4%、「いいえ」が 13.6%となっています。

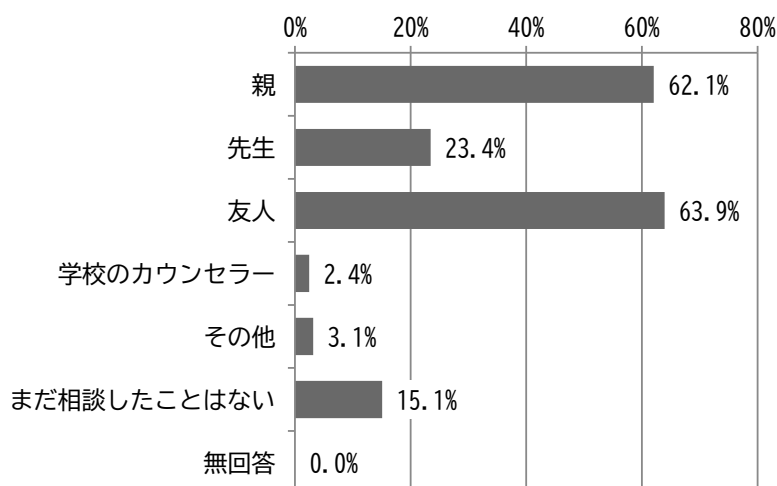


n=2,291

前問で「はい」を回答した方にお聞きします。

**問 誰かに相談しましたか。(複数選択)**

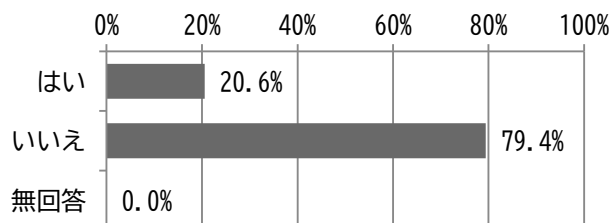
悩みや心配事を相談した相手については、「友人」が 63.9%と最も多く、次いで「親」が 62.1%、「先生」が 23.4%となっています。



n=1,980

**問 いじめやいやがらせを受けたことはありますか。**

いじめやいやがらせを受けたことの有無は、「はい」が 20.6%、「いいえ」が 79.4%となっています。

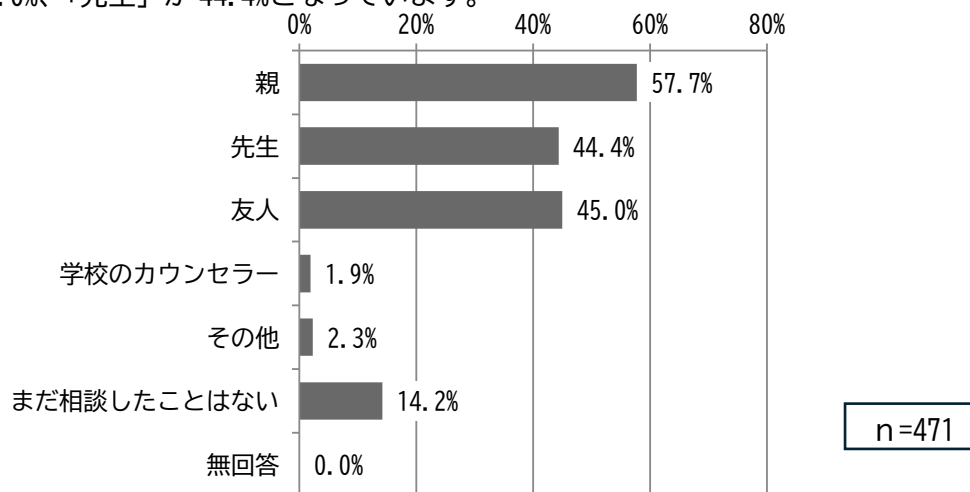


n=2,291

前問で「はい」を回答した方にお聞きします。

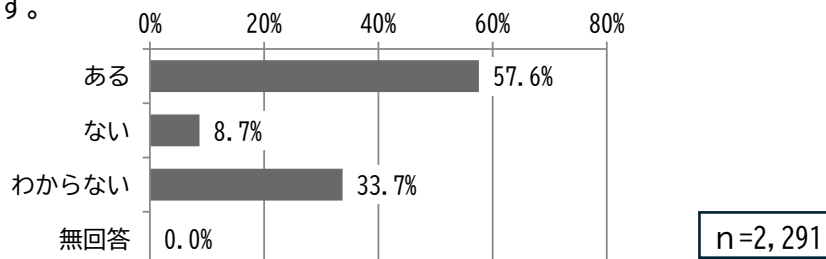
**問 誰かに相談しましたか。(複数選択)**

いじめやいやがらせの相談した相手については、「親」が 57.7%と最も多く、次いで「友人」が 45.0%、「先生」が 44.4%となっています。



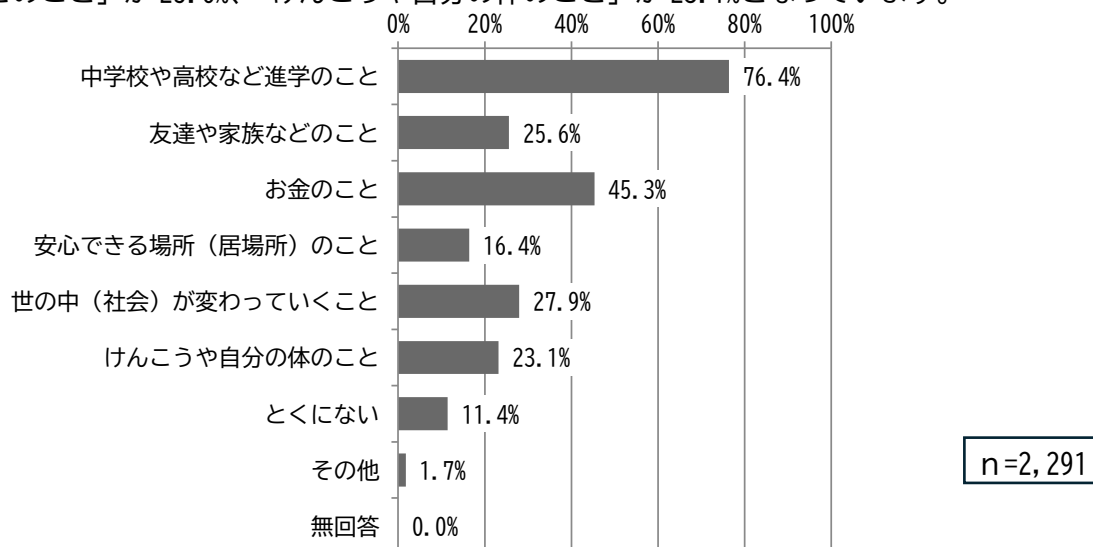
**問 将来の夢や目標などのやりたいことはありますか。**

将来の夢や目標などのやりたいことの有無は、「ある」が 57.6%、「ない」が 8.7%、「わからない」が 33.7%となっています。



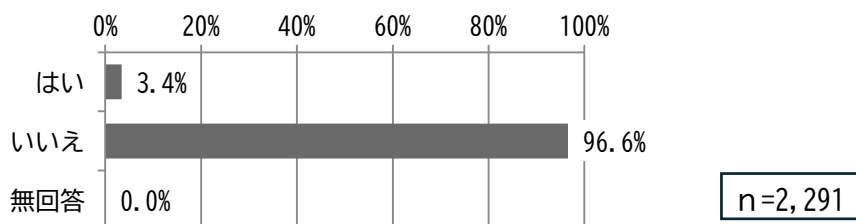
**問 将来について、不安や心配だと思えることはありますか。(複数選択)**

将来について、不安や心配だと思えることは、「中学校や高校など進学のこと」が 76.4%と最も多く、次いで「お金のこと」が 45.3%、「世の中（社会）が変わっていくこと」が 27.9%、「友達や家族などのこと」が 25.6%、「けんこうや自分の体のこと」が 23.1%となっています。



**問 あなたは、家族の介護やお世話をしていますか。**

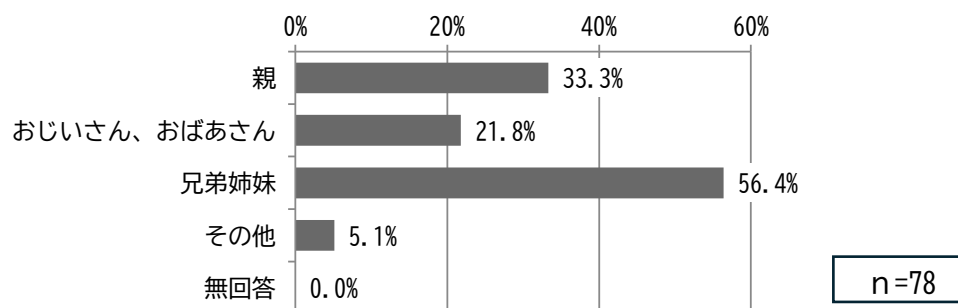
家族の介護やお世話をしているかについては、「はい」が3.4%、「いいえ」が96.6%となっています。



前問で「はい」を回答した方にお聞きします。

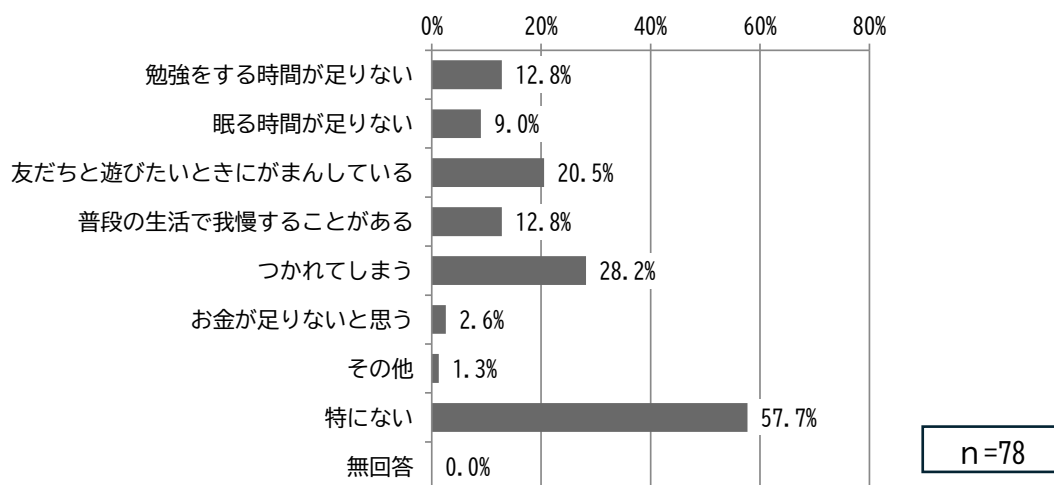
**問 介護やお世話をしている家族は誰ですか。(複数選択)**

介護やお世話をしている家族は、「兄弟姉妹」が56.4%と最も多く、次いで「親」が33.3%、「おじいさん、おばあさん」が21.8%となっています。



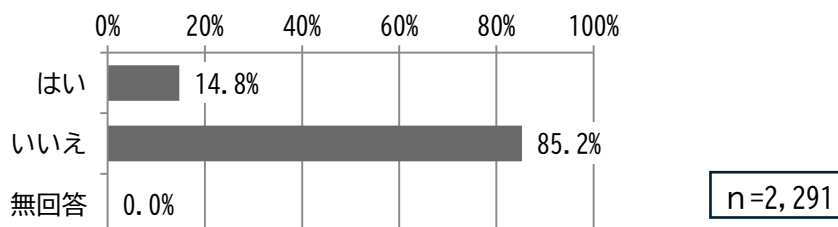
**問 介護やお世話をすることで、困っていることやつらいと感じていることはありますか。(複数選択)**

介護やお世話をすることで、困っていることやつらいと感じていることは、「つかれてしまう」が28.2%、「友だちと遊びたいときにがまんしている」が20.5%となっています。一方、「特にない」は、57.7%となっています。



**問 インターネットや SNS を利用して、困ったことやいやな思いをしたことはありますか。**

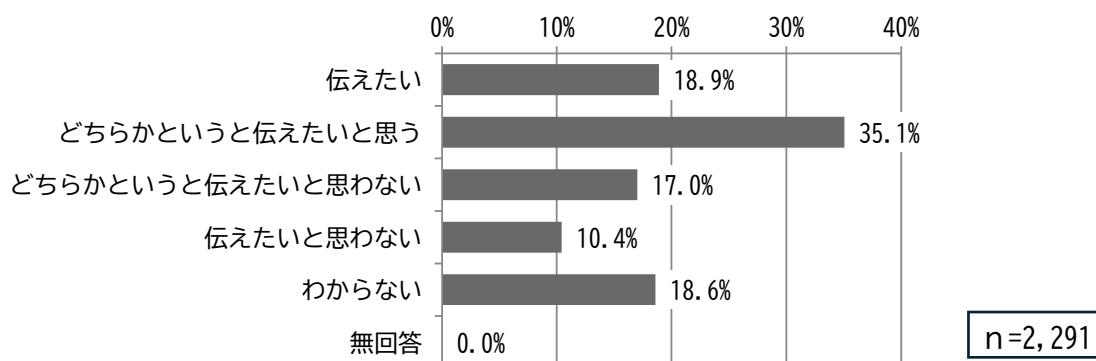
インターネットや SNS を利用して、困ったことやいやな思いをしたことについては、「はい」が 14.8%、「いいえ」が 85.2%となっています。



**問 あなたは、大人たちに自分の考えや意見を伝えたいと思いますか。**

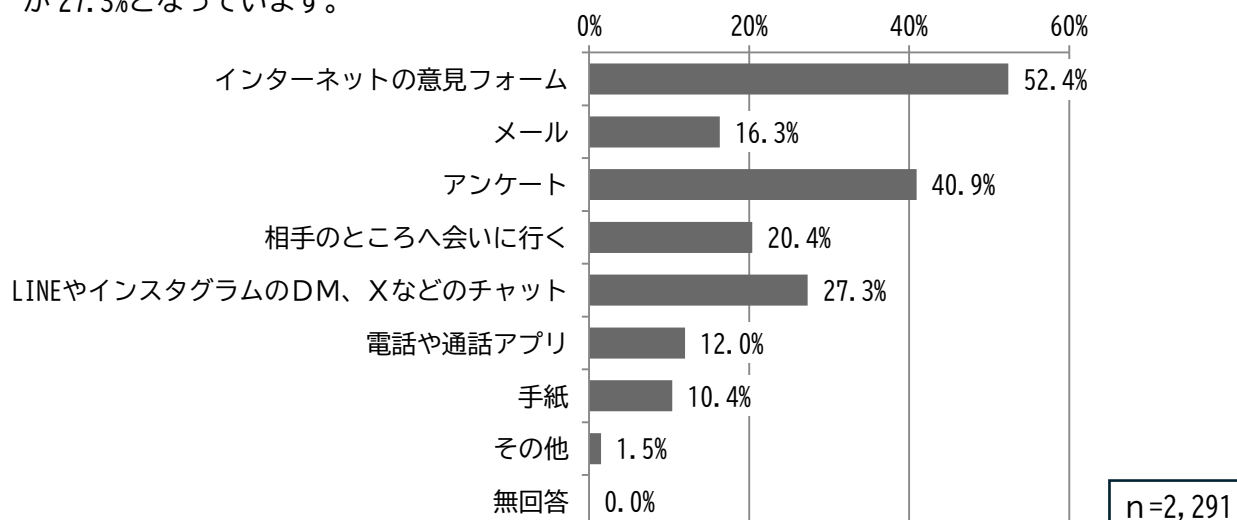
大人たちに自分の考えや意見を伝えたいと思うかについては、「伝えたい」「どちらかというとな伝えたいと思う」を合わせた『伝えたい』が 54.0%となっています。

一方、「どちらかというとな伝えたいと思わない」「伝えたいと思わない」を合わせた『伝えたいと思わない』は、27.4%となっています。



**問 どのような方法があれば、大人たちへ自分の意見が伝えやすいと思いますか。  
(複数選択)**

大人たちへ自分の意見が伝えやすいと思う方法は、「インターネットの意見フォーム」が 52.4%と最も多く、次いで「アンケート」が 40.9%、「LINE やインスタグラムの DM、X などのチャット」が 27.3%となっています。

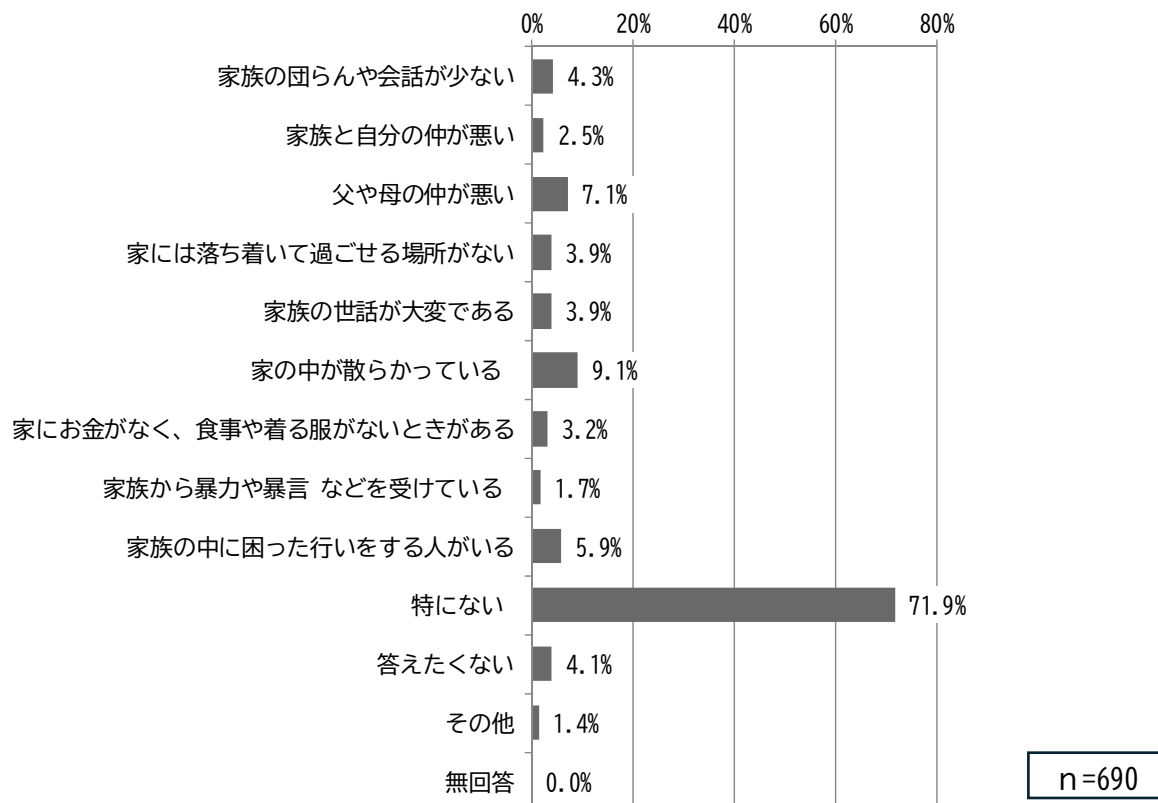


(2) 19～29 歳調査

**問 あなたは家族のことなどで、何か困っていることや、いやなことはありますか。  
(複数選択)**

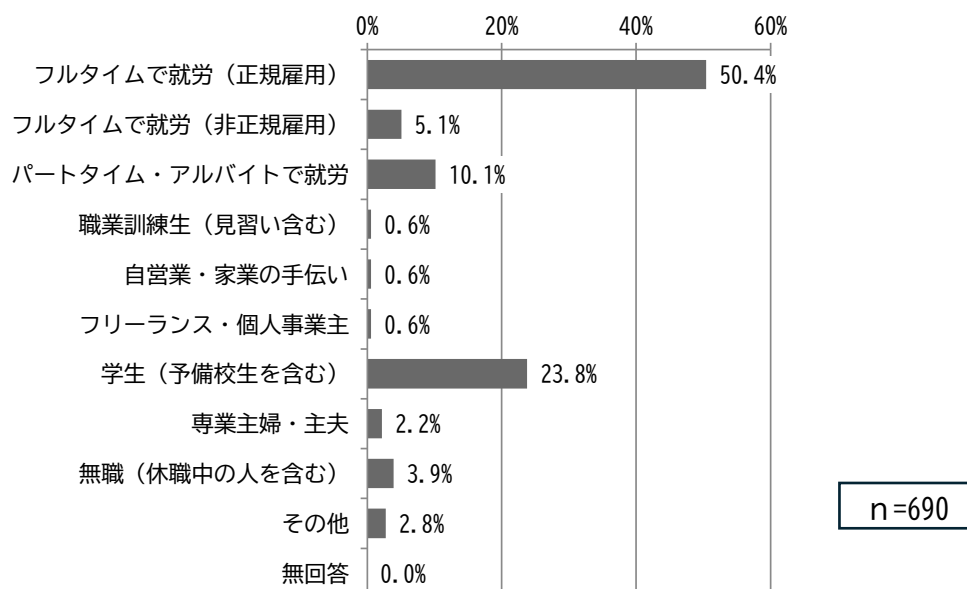
家族のことなどで、何か困っていることや、いやなことは、「家の中が散らかっている」が9.1%と最も多く、次いで「父や母の仲が悪い」が7.1%となっています。

一方、「特にない」は、71.9%となっています。



**問 あなたの現在の就労・就学状況について教えてください。**

現在の就労・就学状況は、「フルタイムで就労（正規雇用）」が50.4%と最も多く、次いで「学生（予備校生を含む）」が23.8%、「パートタイム・アルバイトで就労」が10.1%となっています。

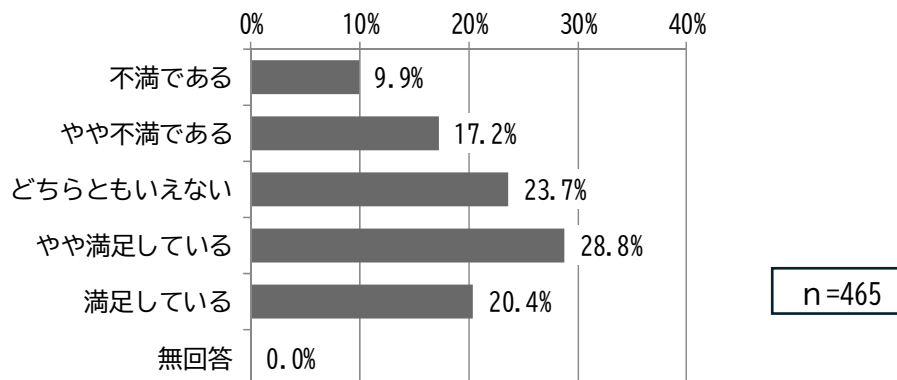


前問で「就労（正規雇用・非正規雇用・パート、アルバイト）」「職業訓練生」「自営業・家業の手伝い」「フリーランス・個人事業主」と回答した方にお聞きします。

**問 あなたは、現在の仕事に満足していますか。**

現在の仕事に対する満足度は、「不満である」「やや不満である」を合わせた『不満である』は27.1%となっています。

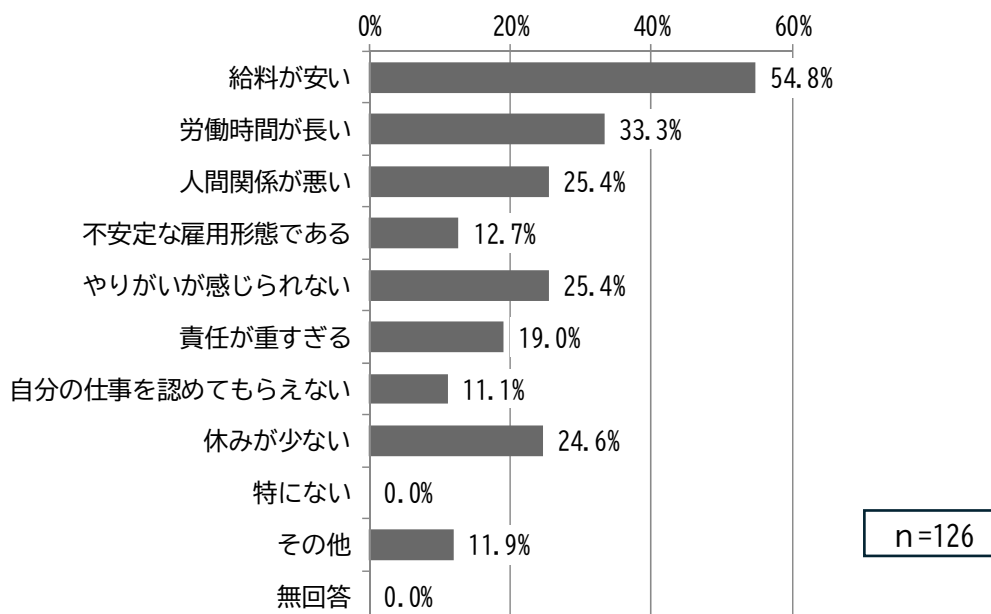
一方、「やや満足している」「満足している」を合わせた『満足している』は、52.5%となっています。



前々問で「不満である」「やや不満である」不満と回答した方にお聞きします。

**問 不満を感じる理由を教えてください。（複数選択）**

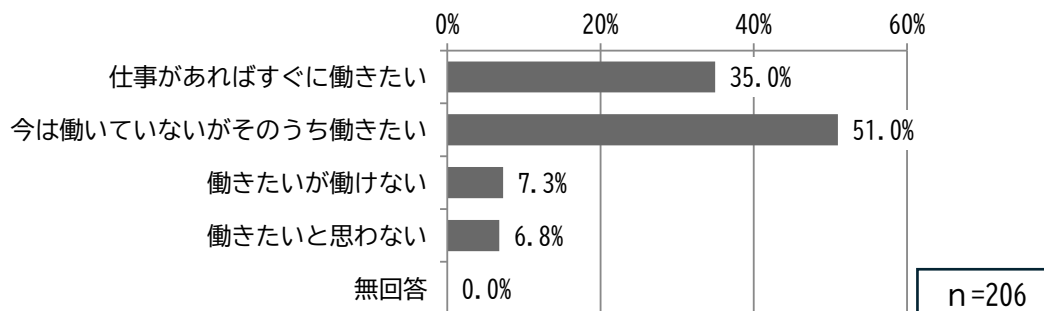
現在の仕事に不満を感じる理由は、「給料が安い」が54.8%と最も多く、次いで「労働時間が長い」が33.3%、「人間関係が悪い」「やりがいを感じられない」がともに25.4%、「休みが少ない」が24.6%となっています。



3つ前の問で「学生（予備校生を含む）」「専業主婦・主夫」「無職（休職中の人を含む）」と回答した方にお聞きします。

**問 あなたは、今後働くことについてどう考えていますか。**

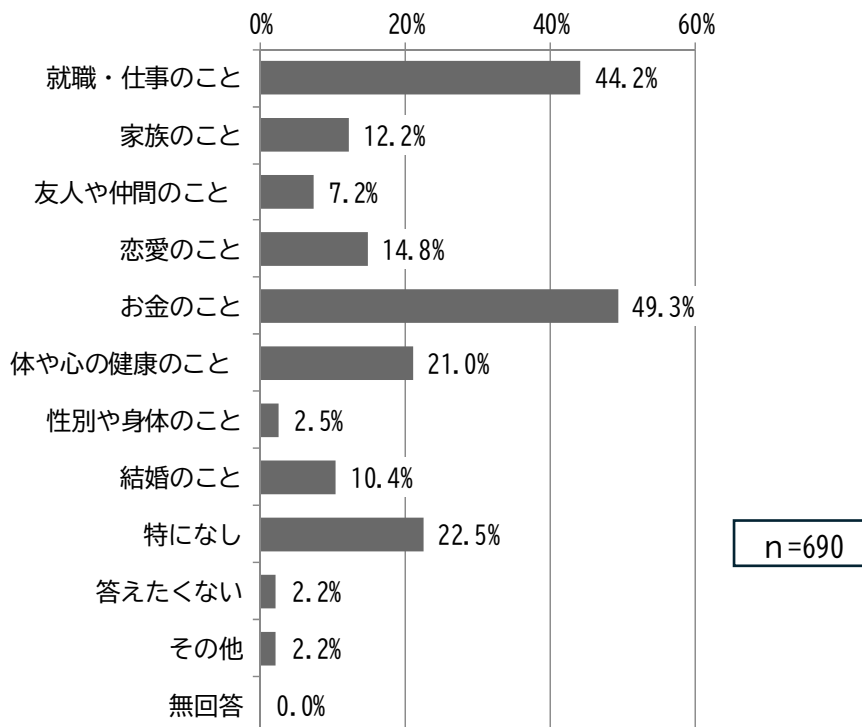
今後働くことについては、「今は働いていないがそのうち働きたい」が 51.0%と最も多く、次いで「仕事があればすぐに働きたい」が 35.0%、「働きたいが働けない」が 7.3%となっています。



**問 あなたは、現在困っていることや悩んでいることがありますか。（複数選択）**

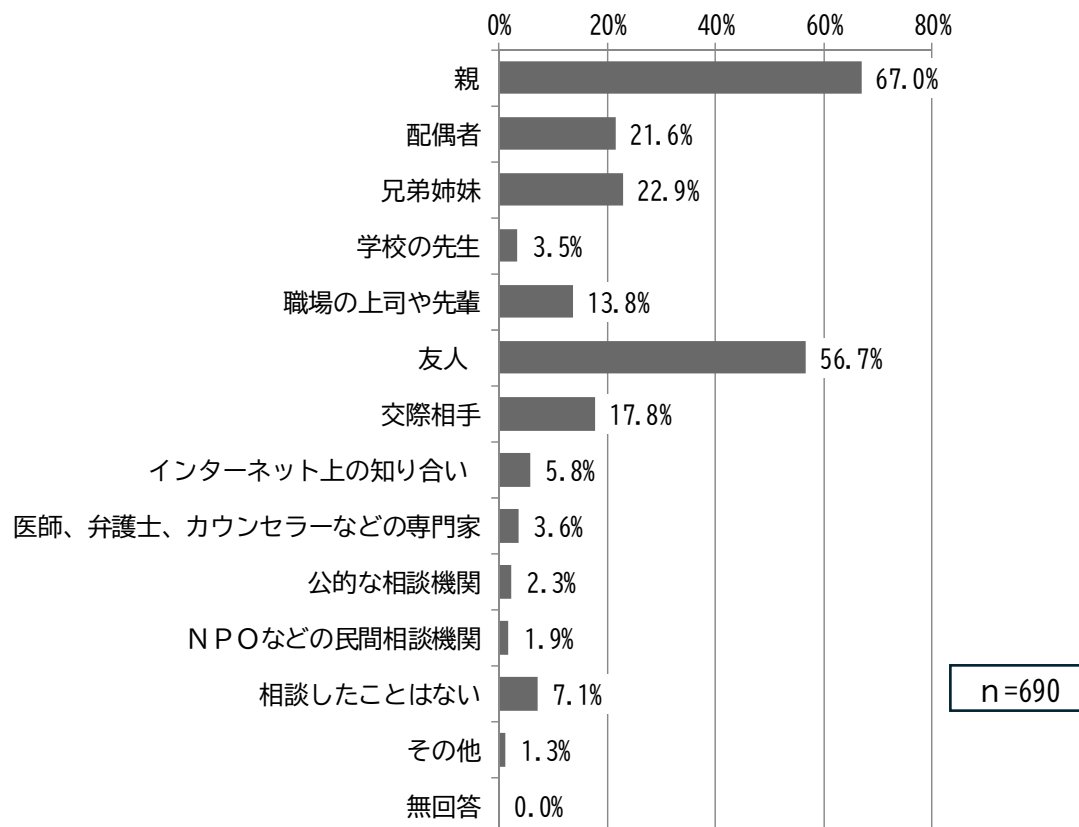
現在困っていることや悩んでいることは、「お金のこと」が 49.3%と最も多く、次いで「就職・仕事のこと」が 44.2%、「体や心の健康のこと」が 21.0%となっています。

一方、「特になし」は、22.5%となっています。



**問 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人（場所）を教えてください。（複数選択）**

困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人（場所）については、「親」が67.0%と最も多く、次いで「友人」が56.7%、「兄弟姉妹」が22.9%、「配偶者」が21.6%となっています。



**問 相談したことがない理由は何ですか。（複数選択）**

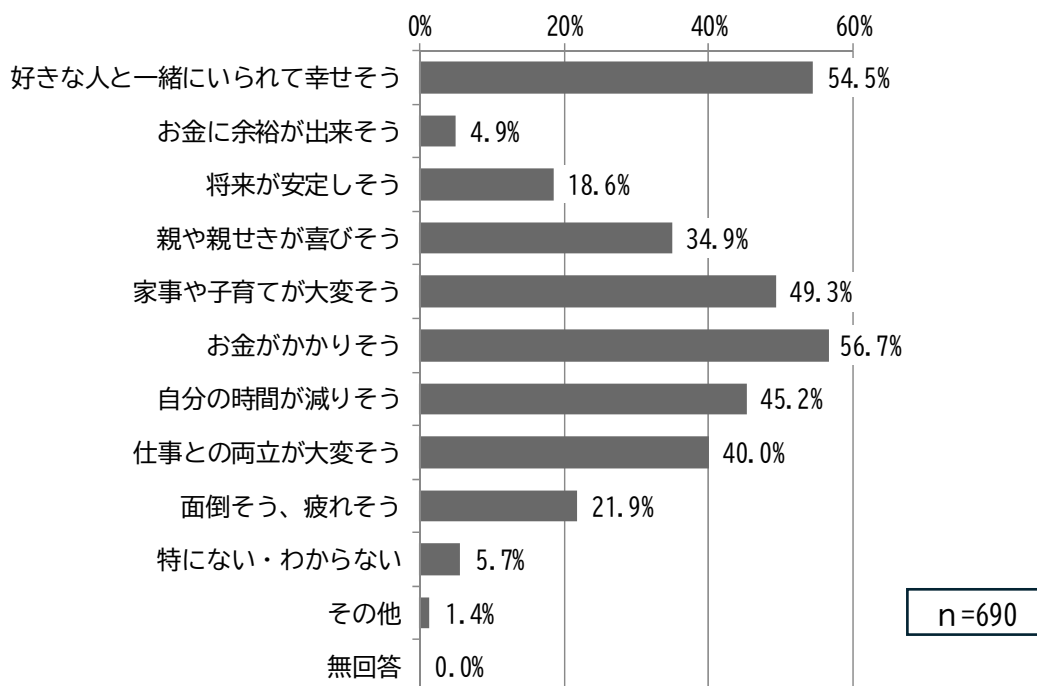
困っていることや悩みごとがあるときでも相談したことがない理由は、「相談しても解決できないと思う」が49件中22件、「相談相手がない」が14件、「相手にうまく話せないから」が13件となっています。

項目	度数	比率
自分のことを知られたくない	8	16.3%
相談しても解決できないと思う	22	44.9%
何を聞かれるか不安に思う	3	6.1%
相手にうまく話せないから	13	26.5%
相談したことを人に知られたくない	4	8.2%
お金がかかると思う	4	8.2%
相談相手がない	14	28.6%
相談先がわからない	9	18.4%
特に理由はない	12	24.5%
その他	1	2.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	49	

※回答者数が少ないため、表のみ掲載

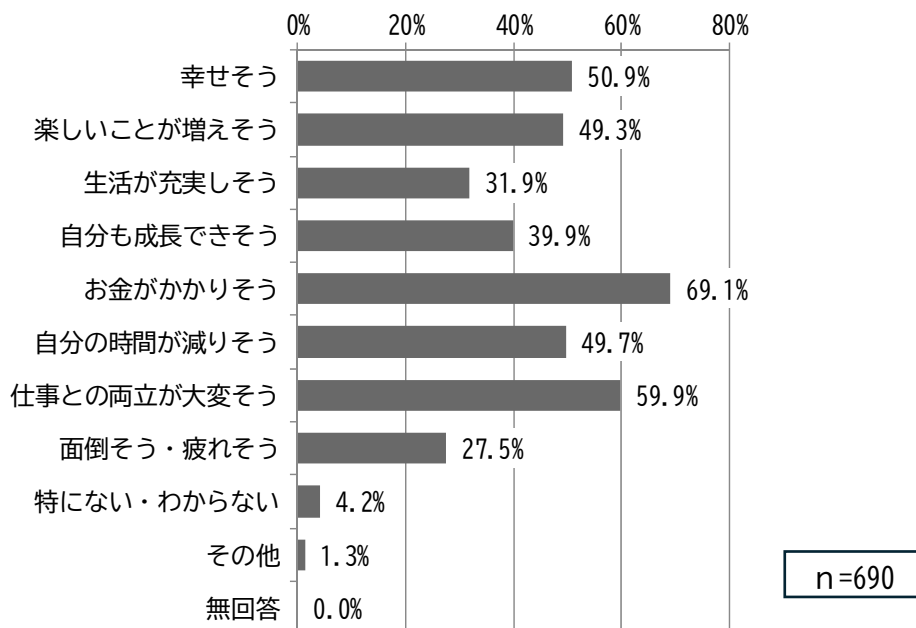
**問 あなたが結婚に対して持っているイメージを教えてください。(複数選択)**

結婚に対して持っているイメージは、「お金がかかりそう」が56.7%と最も多く、次いで「好きな人と一緒にいられて幸せそう」が54.5%、「家事や子育てが大変そう」が49.3%となっています。



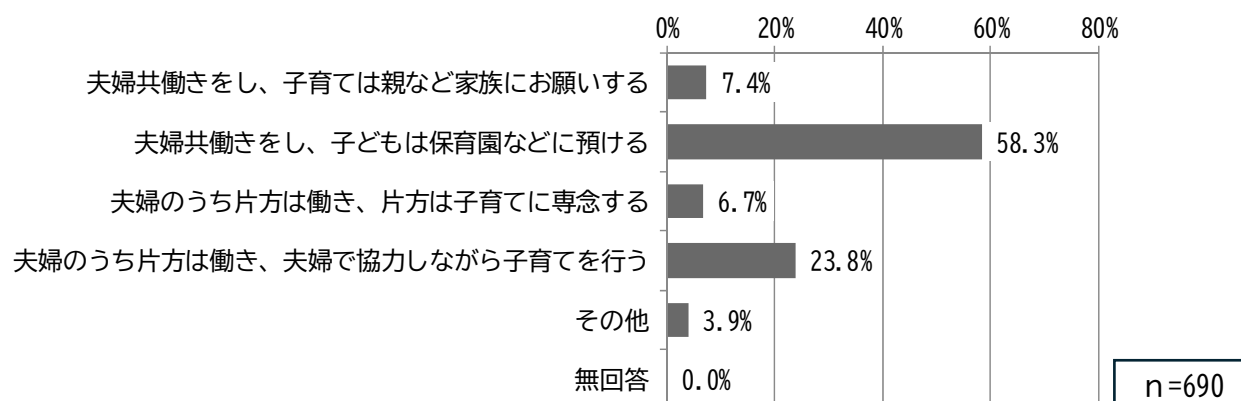
**問 あなたが子育てに対して持っているイメージを教えてください。(複数選択)**

子育てに対して持っているイメージは、「お金がかかりそう」が69.1%と最も多く、次いで「仕事との両立が大変そう」が59.9%、「幸せそう」が50.9%となっています。



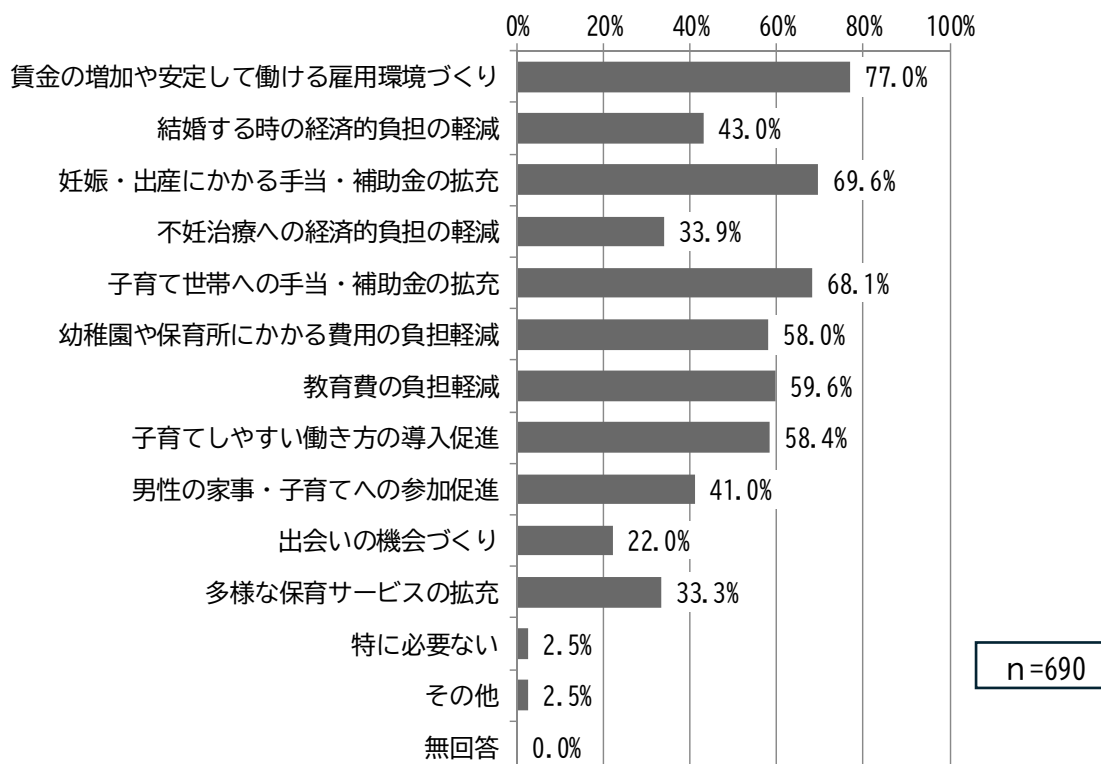
**問 あなたが理想とする仕事（働き方）と子育てはどのような形態ですか。**

理想とする仕事（働き方）と子育てについては、「夫婦共働きをし、子どもは保育園などに預ける」が58.3%と最も多く、次いで「夫婦のうち片方は働き、夫婦で協力しながら子育てを行う」が23.8%、「夫婦共働きをし、子育ては親など家族にお願いする」が7.4%となっています。



**問 少子化対策として、あなたが必要だと思う支援は何ですか。（複数選択）**

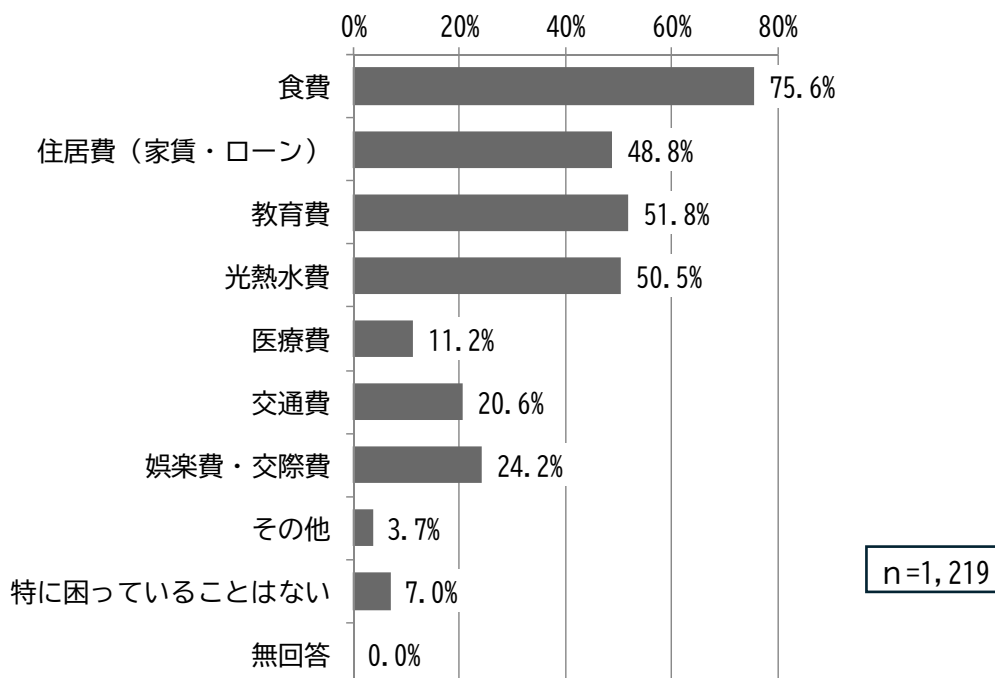
少子化対策として、必要だと思う支援は、「賃金の増加や安定して働ける雇用環境づくり」が77.0%と最も多く、次いで「妊娠・出産にかかる手当・補助金の拡充」が69.6%、「子育て世帯への手当・補助金の拡充」が68.1%となっています。



## (3) 保護者調査

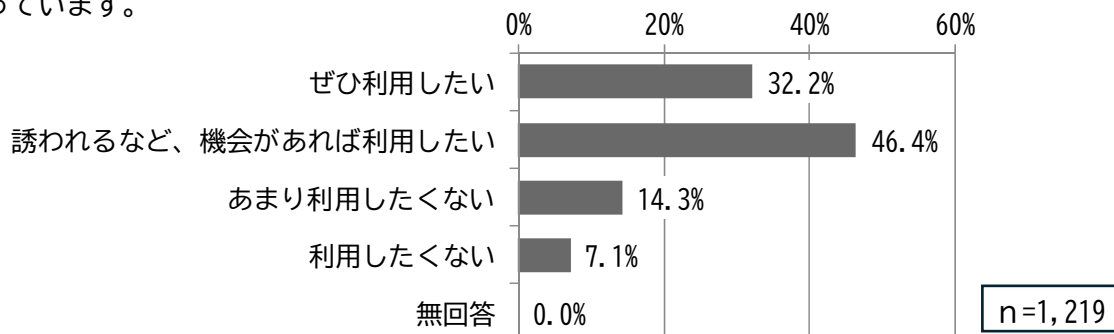
**問 現在の生活で、経済的な面で特に困っていることは何ですか。(複数選択)**

現在の生活で、経済的な面で特に困っていることは、「食費」が75.6%と最も多く、次いで「教育費」が51.8%、「光熱水費」が50.5%、「住居費(家賃・ローン)」が48.8%となっています。

**問 近隣に食事を無料か安く食べることのできる場所(子ども食堂など)があれば利用したいと思いますか。**

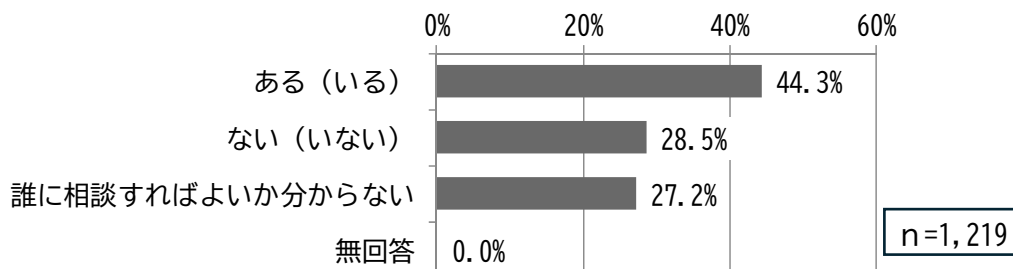
近隣に食事を無料か安く食べることのできる場所(子ども食堂など)利用意向については、「誘われるなど、機会があれば利用したい」「ぜひ利用したい」を合わせた『利用したい』が78.6%となっています。

一方、「あまり利用したくない」「利用したくない」を合わせた『利用したくない』は、21.4%となっています。



**問 生活の困りごとを誰かに相談したいとき、気軽に相談できる場所がありますか、または相談できる人はいますか。**

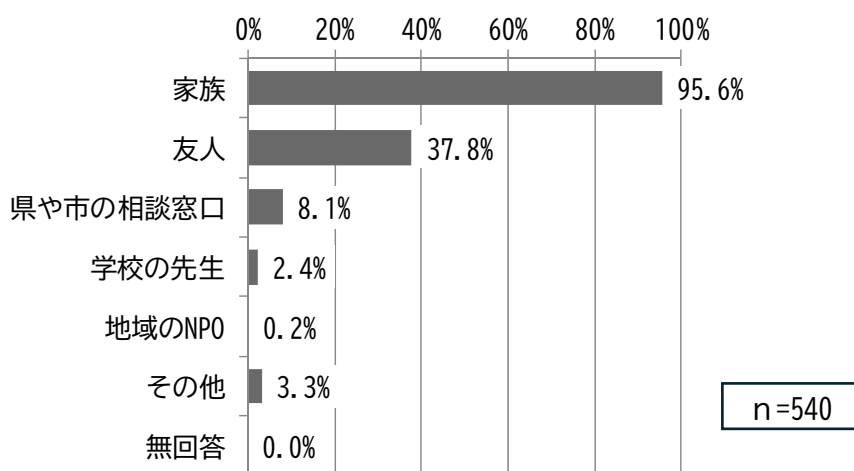
生活の困りごとを誰かに相談したいとき、気軽に相談できる場所については、「ある（いる）」が44.3%、「ない（いない）」が28.5%、「誰に相談すればよいか分からない」が27.2%となっています。



前問で「ある（いる）」と回答した方にお聞きします。

**問 具体的な場所や人を教えてください。（複数選択）**

具体的な場所や人は、「家族」が95.6%と最も多く、次いで「友人」が37.8%、「県や市の相談窓口」が8.1%となっています。



## 太田市 こども計画

発行 太田市

編集 太田市 福祉こども部 こども課

〒373-8718 群馬県太田市浜町 2 番 35 号

TEL 0276-47-1111 (代表)

市ホームページ <https://www.city.ota.gunma.jp/>



